

令和6年7月24日
群馬労働局

藤岡公共職業安定所における文書の誤送付について

群馬労働局（局長 上野 康博）は、藤岡公共職業安定所（所長 小関 一也）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じることとしましたので、概要についてお知らせします。

記

1 概要

藤岡公共職業安定所（以下「藤岡所」という。）において、育児休業給付金支給申請者Aさん（以下「Aさん」という。）の育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）、育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）及び育児休業給付金支給申請書（以下「支給決定通知書等」という。）を誤送付する事案が発生した。支給決定通知書等には、カタカナ氏名、生年月日、性別、口座番号等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 令和6年4月18日、事業所Bが来所し、勤務するAさんの育児休業給付金支給申請書を提出した。
- (2) 同年6月18日、当該申請について職員Cが支給処理を行い、職員Cが事業所Bに返戻する事業所B及びAさんあての支給決定通知書等の返信用封筒の作成にあたり、提出された申請書を確認せず、従前から郵送していた事業所Bの委託先である社会保険労務士事務所Dの宛名と住所により作成し、職員Eと職員Fが確認の上、同年6月21日に郵送した。
- (3) 同年7月1日、事業所Bが来所し、支給決定通知書等が返送されていない旨の申し出があったため、職員Eが同年6月21日に郵送した旨を回答した。
同日、改めて職員Eが送付先を確認したところ、社会保険労務士事務所Dの委託が解除されており、本来であれば事業所Bに直接郵送されるべきところ、社会保険労務士事務所Dに誤送付されていたことが発覚したため、速やかに社会保険労務士事務所Dを訪問の上、書類の回収と謝罪を行った。
- (4) 同年7月2日、事業所Bに電話による経過説明と謝罪を行い、更にAさん宅を訪問し、Aさんに経過説明と謝罪を行った。

3 発生原因

返戻書類を郵送する際、返信用封筒の宛て先の照合が不十分であったこと。

4 再発防止策

【藤岡所における取組】

- (1) 7月2日及び3日、藤岡所長から全職員に対して事案の説明を行うとともに、問題の所在、再発防止について協議し、基本動作の徹底等にかかる注意喚起、個人情報の適正な取り扱い等にかかる指示を行った。
- (2) 7月4日、全職員に対して、個人情報保護テキストによる緊急自主点検の実施を指示した。
- (3) 今後、返戻書類を郵送する際は、住所及び宛名に誤りがないか、申請者への確認及び申請書類と照合の上、ダブルチェックを行うことを徹底する。

【群馬労働局における取組】

- (1) 7月5日、総務部長から、局内全部署・局内全署所に対し、事案の説明及び個人情報管理の徹底について指示を行うとともに、全所属長に対して個人情報の適正な管理の徹底を図った。
- (2) 7月5日、職業安定部長から、部内全課室・全所に対し、個人情報の適正管理の徹底について、指示を行った。

【担当】

群馬労働局職業安定部職業安定課

課長 時田 明

課長補佐 松本 圭介

電話番号 027-210-5007